

『京都地籍図』の資料的検討

木村大輔

〔抄録〕

本研究は、『京都地籍図』を対象にその記載情報の特色や資料の性格、それらに基づく資料的価値について検討した。『京都地籍図』は官製地籍図に比べ多くの記載項目があり、それを整理することで、地籍図的な情報と市街地図的な情報を含んでいることが確認できた。また、『京都地籍図』の記載情報のもつ時間性について、『地籍図』全体の同時性は認められず、1枚のカードの中でも同時性を欠いていることを確認できた。これまで民間地籍図は記載情報を同時性のものとして扱ってきたが、『京都地籍図』のように複数の時間をもつ情報が含まれている場合がある。そのことを考慮し、民間地籍図の利用法を考えていく必要がある。

キーワード 民間地籍図、『京都地籍図』、資料的価値、時間性、同時性

はじめに

歴史地理学の研究資料である地籍図は作製主体によって二つに大別することができる⁽¹⁾。一つは行政機関が作製した地籍図（以後、官製地籍図）であり、もう一つが民間の作製した地籍図（以後、民間地籍図）である。官製地籍図とは主に、明治前期に行われた壬申地券交付事業、地租改正事業、地押調査、地籍編製事業の4つの事業において作製された地籍図と、1898（明治22）年の土地台帳規則施行による土地台帳付属地図のことをいう⁽²⁾。

従来、歴史地理学が多く用いてきたのは官製地籍図である。ここから条里地割の復元的研究や中近世都市の復元的研究、近代以降における都市や村落の土地区画を含む土地利用の復元的研究や地域の景観形成を明らかにした研究など多くの研究成果が明らかにされている⁽³⁾。筆者は前稿で土地台帳付属地図のように長期にわたって使用された官製地籍図について、景観復原資料として用いる場合の限界と資料的価値について指摘した⁽⁴⁾。そこでは地籍図が作成時以降の土地変化の過程と結果を記録したものであることから、歴史の一断面の正確な復原だけではなく、景観変化の過程を明らかにするうえで有効な資料であると位置づけた。また、地籍図だけでは変化という時間性を帯びた記載情報を直接的に取り出すことはできず、その地籍図が付属する土地台帳の記載情報に頼らざるを得ないことも指摘した⁽⁵⁾。しかし、このように

長期にわたって情報を加えられ、あるいは削られながら使用されてきたことにより、地籍図上の記載情報は錯綜していることが多く、その中から限られた時間における情報を見分け、取り出すことは困難な場合が多い。

これに対して民間地籍図は、全国各地で個人あるいは企業などによって作製・販売された市町村区を単位した地籍図のことをいう。近年になって一部の民間地籍図の復刻版が出版され、それともなう解題や解説などにより、民間地籍図の性格や資料的価値などについて明らかにされつつある⁽⁶⁾。それと時期を同じくして歴史地理学をはじめ諸分野において、民間地籍図を用いた研究が著されるようになってきた⁽⁷⁾。

民間地籍図は出版元によって地籍図や地籍地図あるいは土地宝典などのさまざまな名称が使われているだけでなく、体裁、表現内容なども異なっている。そうした民間地籍図を総括して東京の『地籍台帳・地籍地図』に解題を加えた大羅は民間地籍図を「地図編と台帳編が分冊の場合があるにしても、土地宝典とはおおよそ登記所および市町村役場備置の地籍図（土地台帳付属地図）と土地台帳とを合体させ、縮小した数枚の切図に一筆毎に地番・地積・地目、あるいは地価・等級・所有者名・住所などの項目を記載した大縮尺の編集図」と定義している⁽⁸⁾。しかし、民間地籍図は編纂物である以上、作製時に情報源である原図や原簿からの誤写がなかったとはいえない⁽⁹⁾。実際、1911（明治44）年発行の『大阪地籍地図』の台帳部分では誤記があることが確認されている⁽¹⁰⁾。また、作製目的などによって記載情報の内容が一樣ではなく、それともなう資料的限界が存在することも考慮しなければならない。以上のことから、資料として民間地籍図を用いる場合、記載情報の確認とそれに基づく資料の性格付けをきちんと行っておくことが、民間地籍図の利用には不可欠な基本作業であるといえる。そこで本稿は1912（明治45／大正元）年発行とされる京都地籍図編纂所発行『京都地籍圖』（以後、『地籍図』）及び『京都市及接續町村 地籍圖附録』（以後、『附録』）を取り上げ、その記載情報の特色や資料の性格、それらに基づく資料的価値について検討してみたい⁽¹¹⁾。

1 『京都地籍図』の概要

(1) 『京都地籍図』の形態

『京都地籍図』⁽¹²⁾は1912（明治45／大正元）年に稲津近太郎によって編纂され、京都地籍図編纂所より発行された。『地籍図』が上京之部、下京之部、接續町村之部の3編、『附録』が上京区之部、下京区之部、接續町村之部の3編で合計6編からなっている。図面部である『地籍図』は約20cm×27cmの大きさに揃えられた横型のカード形式で、上京之部155枚、下京之部152枚、接續町村之部68枚の計365枚からなっている。また、土地台帳部である『附録』は約20×27センチの縦型で紐綴りの帳面という体裁になっている。

(2) 『京都地籍図』出版の背景

発行年月日については、『地籍図』部分には発行年月日を示すようなものは記載されていない。ただ、『附録』には発行年月日の記載があり、『附録』下京区之部が1912年8月31日、『附録』上京区之部と『附録』接続町村之部が1912年10月31日になっている。

『京都地籍図』の出版の背景を考える上でまず取り上げなければならないものは、当時の京都税務監督長岩崎奇一の名で『附録』上京区之部に寄せられた序文である。そこには「国運ノ振興ニ伴ヒ都市ノ拡張ヲ促スコト急ナリ随テ土地所有権ノ移転頻繁ニシテ地図地籍ノ必要ヲ感スルコト切ナリ…」と記載されている⁽¹³⁾。しかし、稲津近太郎自身による緒言にも「近時都市ノ急劇ナル発展膨張ニ伴ヒ市街地及其周囲ニ於ケル土地価格騰貴ノ趨勢ハ頗ル顕著ニシテ從テ輾轉売買ノ移動甚頻繁ヲ加ヘ…」という、ほぼ同じ趣旨の記述がある⁽¹⁴⁾。また、『京都地籍図』と同時期に稲津近太郎が作製し、吉江集画堂から発行された大阪の民間地籍図にも同じ文言があり、さらに東京の民間地籍図においてもほぼ同様の記述が見られた⁽¹⁵⁾。以上のことから、上述の京都税務監督長の序文に見られる文言は京都という一都市について述べられたものではなく、民間地籍図の発行に至った主要都市をめぐる時代的趨勢、すなわち20世紀初期の工業化の進展にともなう大都市の人口増加と市街地の拡大を述べたものである。大羅は明治前期から現在に至るまでの民間地籍図の発行時期について、出版の背景の違いによっておおよそ以下の4つの時期にまとめている。

- ① 地租改正後の地主層による農地などの土地所有権を内外に確証せしめるための手段や、多額納税者としての証のために作成された明治前期。
- ② 郡部編入や市域の拡張などにもなう市区改正が契機となった明治末期～大正前期。
- ③ 頻発する小作争議や、土地開発あるいは売買による土地所有権の移動が活発化、関東大震災による土地状況の紊乱がおきた昭和初期（一部大正末）～第二次世界大戦中。
- ④ 農地改革による新地主の出現と、活発な都市開発などを背景にした第二次世界大戦以降。

このように民間地籍図は当時の社会経済状況と密接に関係しながら作製され、出版されてきたことがわかるが⁽¹⁶⁾、『京都地籍図』の『附録』に記載された発行年月日は上述②の時期にあたっているのである。

『京都地籍図』が発行された1912年という年は京都市という範囲でみると、1907（明治40）年から行われてきた三大事業（第二琵琶湖疎水事業・上水道事業・道路拡築及び軌道敷設事業）が竣工した年に当たる。また、1912年前後には京阪鉄道（以後、京阪）による五条駅までの軌道敷設、嵐山電車軌道（以後、嵐電）の開業、京津電気軌道（以後、京津軌）の開業など都市間交通としての鉄道及び郊外鉄道の開業による鉄道網の発達や、高野河原における鐘紡京都工場などの大規模工場の京都市街地周辺への進出に示される近代工業化の展開がみられた時期である。以上のような1912年前後の京都を取り巻く状況から考えれば、明治中頃から始まる京都市街地の近代化の進展にともなって、京都市において土地取引が活発化していたことが容

易にうかがえる。それこそが『京都地籍図』の発行の背景にあったと考えられるのであり、こうした諸事業にともなう筆界や土地所有権を明確にし、土地取引を容易にするための資料とすることに出版の意図があったと考えられる。

2 『京都地籍図』の記載内容

(1) 『京都地籍図』の記載情報と整理

『地籍図』の記載情報は基本的に(A) 図郭外に記載された情報と(B) 図そのものに記載された情報とに分けられる。(A) 図郭外に記載された情報とは、①カード番号、②元組名、③町名の三つである。図1でいうところの②は「元十一組」で、③は糸屋町～薬師前町までの10町にあたる。一方、(B) 図そのものに記載された情報は、全てのカードの地筆毎に記載されている情報(B-1)と、一部の地筆に限って記載された情報(B-2)に分けられる。B-1に該当するものは、①一筆毎の地番、②一筆毎の面積、③町界、④接続部分の元組名および町名、⑤道路名、⑥町名の6種である。B-2に該当するものは①公的諸施設名、②寺社名、③学校名、④銀行名、⑤商店名、⑥会社名、⑦ホテル名、⑧鉄道や電気軌道の路線、⑨地目、⑩河川名、⑪その他(方位、水路)などである。図1では③の「市立郁文尋常小学校」、⑤の「飯田呉服店」、⑧の京都市営電気軌道(以後、市電)の軌道が示されている。また『附録』には記載順に元組名、町名あるいは字名、地番、等級、地目、反別、地価、土地所有者の住所、土地所有者名が記されている。

カード式になった『地籍図』は全体で365枚にも達するが、カードを選択する際に必要な索引図は見当たらない。(A)の①元組名および②町名が特定地域の地籍情報を得るための唯一の手掛かりになっている。しかし、隣接するカード同士の接続部分に記載された元組名にいくつかの誤りがあり、十分な校正が行われていなかったことが伺える。また、カード形式であったためか、一定範囲を1枚のカードに収めるため縮尺が一定せず、隣接する地域のカードとの接合が難しくなっているだけでなく、「○○町(南部)」、「□□町(中部)」などの記載があり、一つの町が縮尺の異なる複数のカードに分割掲載される例も多い。図1においても「糸屋町(東部)」、「二帖半敷町(南部)」、「繁昌町(東部)」が記載されていることから、これらの町はカード2枚にわたっていることがわかる。『地籍図』の場合、カード番号が連続するからといって、必ずしも接続するカード同士であるとは限らない。カード番号も元組によって纏まっているが、元組内の記載順については決まった基準は存在しない。そのためにも(A)の③やB-1の④は接続するカードを探す上でも重要な情報といえる。

(B)についていえば、B-1のうち、①～④は地籍図本来の情報であるが、⑤・⑥は官製地籍図では図郭外に記載される情報である。しかし、『京都地籍図』は地籍図本来の情報を正確に示していない箇所がある。それが図1の薬師前町の烏丸通に示された町界部分である。図

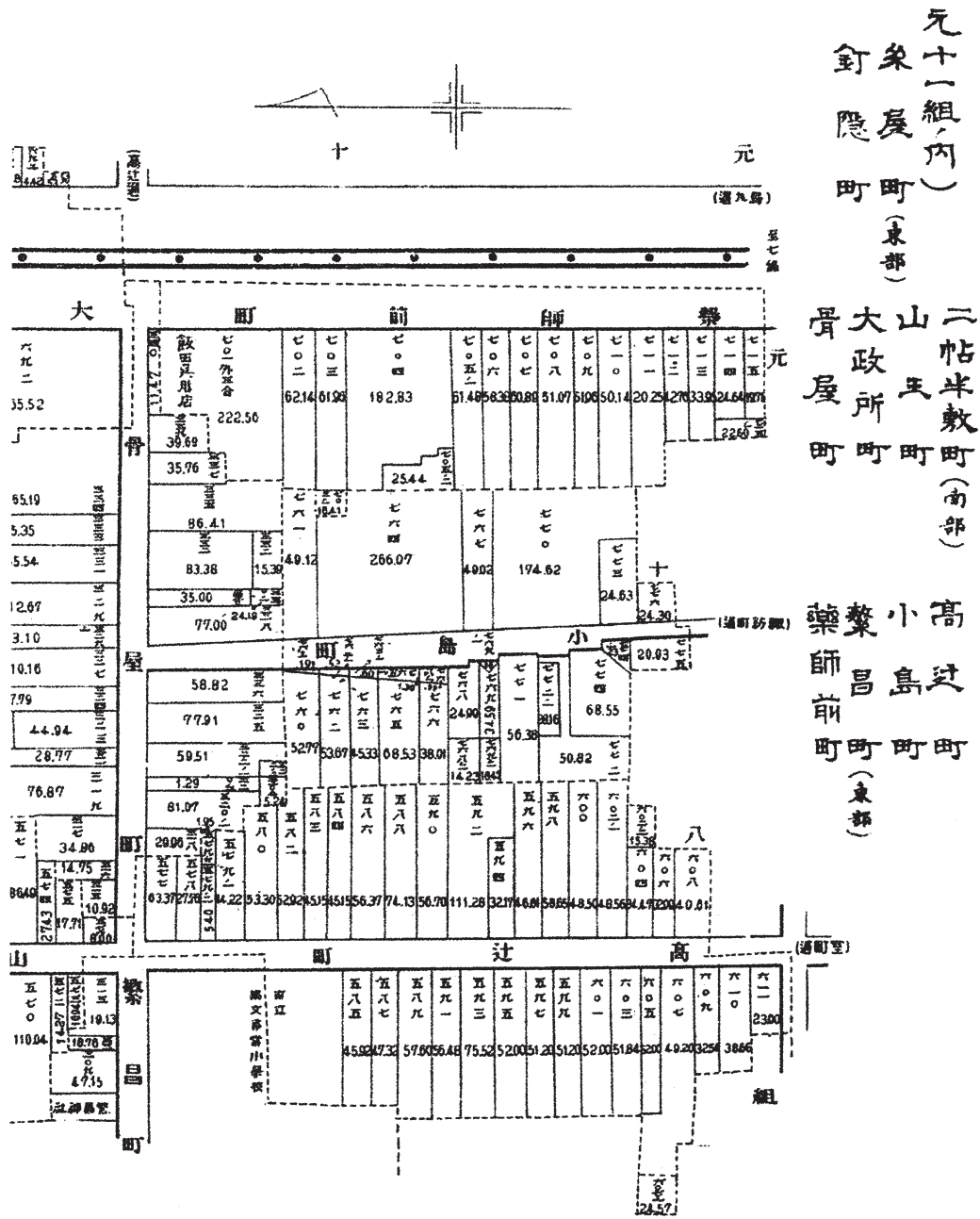


図1 『地籍図』の事例(原寸)
(『地籍図』下京之部カードNo43の部分)

1ではこの町界部分は道路として記載されているが、実際には烏丸通拡幅とともなって分筆され、京都市の所有となっている土地区画が存在しているのである。しかし、B-1には地籍図本来の情報以外のものも記載されている。それがB-1の⑤・⑥である。図1にもB-1の⑤として「(高辻通)」や「(諏訪町通)」など細かく通名を記さしている。またB-1の⑥も

(A) の情報があるにもかかわらず、図そのものにも記載されている。また、B-2 は全ての官製地籍図には記載されることが稀な情報で、図1にも見えるように1912年に開通した市電が記号化して記載されていたり、「飯田呉服店」といった著名な商店が示されていたりする。つまりB-2の記載情報はある種のランドマーク的な役割を担っていたと考えられる。このことから『京都地籍図』の記載情報にはB-1の⑤・⑥やB-2のような市街地区の構成要素が多く含まれているといえる。つまり『京都地籍図』は単に土地所有状況を示すだけではなく、実際に現地で自分の位置を確認するための地図としての役割を十分に果たせるようになっているといえる。

ただ、この『京都地籍図』には記載情報に関する凡例のようなものが一切存在していない。用語や記号によっては土地利用を示しているのか、あるいは所有者を示しているのか判断の難しい場合もある。

(2) 『京都地籍図』の資料的価値

民間地籍図について大羅は(i)発行部数が多いため閲覧が容易であること、(ii)地籍図と土地台帳がセットで、ほぼ市町村単位で一冊に収め軽便なサイズになっていること、(iii)随時補訂、新調される官製地籍図と違い、作成時の状況が残されていること、(iv)同一地域で刊行が繰り返されたり、場合によっては新旧の地籍図が一緒に掲載されていたりするものもあり、地域の変化を把握することができるなどを指摘している⁽¹⁷⁾。このうち、(i)と(ii)は利用の便についてのものであり、(iii)と(iv)は研究資料として評価したものであるが、記載情報の特色やそれに対する研究上の評価までは言及していない。

『京都地籍図』でみた場合、前節で指摘したように『京都地籍図』には記載されていない土地区画がある。地籍図本来の役目からいうと全ての土地区画を記載することが本義である。しかし、『京都地籍図』は通名や商店などランドマーク的な役割を担った情報を記載しながら、現実的に利用できる土地区画を把握するために作製された。そのため地籍図の本義よりも、実際の景観に近い状態でその時利用できる土地区画を示すという利用上の便を選択したといえる。

民間地籍図の資料的価値としては、民間地籍図が作製時の状況を表しているものならば官製地籍図のように異なった時期の情報が幾重にも重なり合った状態から、ある特定時期の情報を取り出すという作業を必要とせず、当時の土地所有状況や景観を直接的に把握できるということである。また、そうであるからこそ同一地域における景観変化を追うことも可能となる。しかし、この大羅の指摘は民間地籍図に記載された情報が同時性を持っていることを前提とし成り立つものである。既に筆者が指摘したように、『地籍図』の複数枚にわたる北野のカードをみると、隣り合うカードに下ノ森を通過する古い軌道と、北野天満宮前に至る新しい軌道とが記録されている⁽¹⁸⁾。このことから『地籍図』についていえば情報の同時性に疑いが生じ、『京都地籍図』は大羅の指摘に当てはまらない可能性がある。したがって『京都地籍図』について

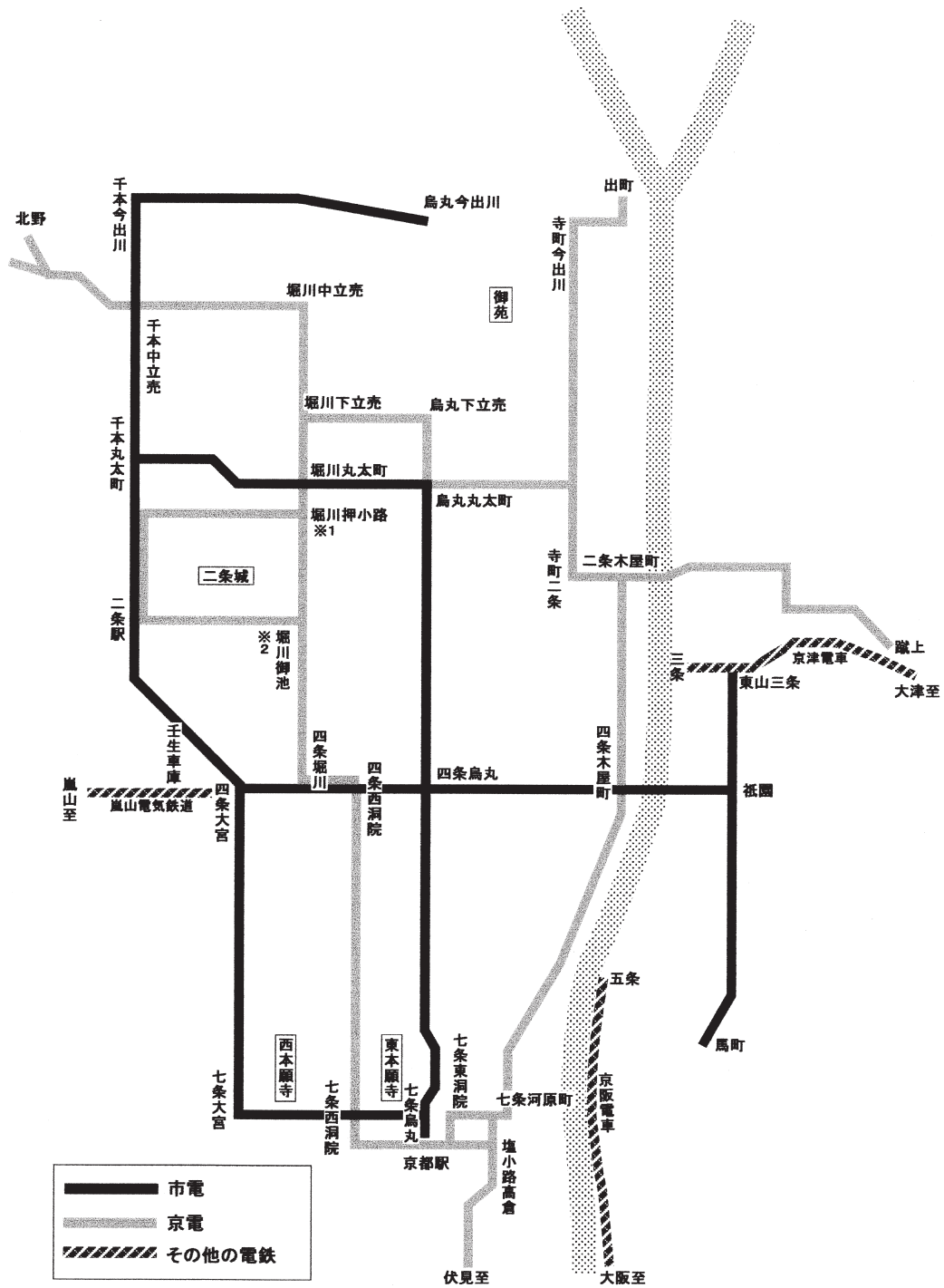


図2 1912(明治45/大正元)年時までに開通の軌道路線
 ※ 堀川押小路～二条駅は1912(明治45)年8月11日に廃線。
 ※ 堀川御池～二条駅は1912(明治45)年6月11日に開通。

は記載情報のもつ時間性についての検討が必要となる。

3 『京都地籍図』記載情報の時間性

（1）記載情報の時間性

前章で指摘したとおり、『京都地籍図』を資料として用いる場合、確認が必要とされるのは『地籍図』に記載された情報に同時性があるかという点である。この同時性という点を最もわかりやすい形で示してくれるものが、京都電気鉄道（以後、京電）・市電などの軌道である。『地籍図』が発行されたと言われている1912年に京都で営業していた電気鉄道は1895（明治28）年営業開始の京電、1910（明治43）年営業開始の京阪・嵐電、そして1912年営業開始の京津軌・市電であり（図2）、各路線の営業開始年がはっきりしているためである。そこで『地籍図』に記載された軌道の情報を基に作製したものが図3である。図1で示したように、『地籍図』では軌道を記号化して示している。ただし、その記号は営業体の違いによって書き分けられているわけではなく、軌道の本数も京電と市電の路線が重なる区間は6本存在しているものが全て1本の軌道として記載されている⁽¹⁸⁾。また、上述のように『地籍図』は隣り合うカードの接続部の情報が抜け落ちている。これは軌道の記号についても同じである。そこで、隣り合うカードの一方に記されていれば軌道があるものとみなし図3を作製した。

図3をみると、図2で確認できる軌道の一部で記載されていない路線や、全体が記載されていない路線がある。例えば二条駅周辺の軌道や嵐電の軌道などがこれに当たる。これらの場所は行政区分ではほぼ朱雀野村の範囲にあたり、カードは『地籍図』接続町村之部に記載されている⁽¹⁹⁾。『地籍図』接続町村之部は国鉄の路線がきちんと記載されているのに対し、嵐電の路線は記載されていない。例外として『地籍図』接続町村之部のカードNo40に市電の軌道（図4の壬生車庫付近）が記載されているに過ぎない。『附録』接続町村之部では軌道の存在を窺い知ることができるが、『地籍図』には記載されなかった。また、軌道が記載されていない部分の多くが隣接するカード同士の接続部にあたる。これは隣接するカード双方で情報が抜け落ちているということである。

図3では1912年時点で存在しない軌道が記載されている。『京都地籍図』が発行された1912年当時、市電は第1期計画の途中であり、計画が終了するのは1913（大正2）年8月5日の七条線（七条内浜～七条烏丸）開通をもってである（図4）。ところが1913年4月初め開通の東山線馬町・七条間の全て、そして1913年5月下旬の烏丸線丸太町・今出川間のほとんどが記載されている。つまり1912年に発行されたと言われている『地籍図』に1913年にかかる情報が記載されている。烏丸丸太町・今出川間のように1913年に開通の軌道がすべて描かれているわけではないことから、軌道の敷設を示しているとも考えられるが、1913年にまたがって行われた軌道敷設工事の情報が記載されているとすると、1912年とする『地籍図』の発行年月を再検討し

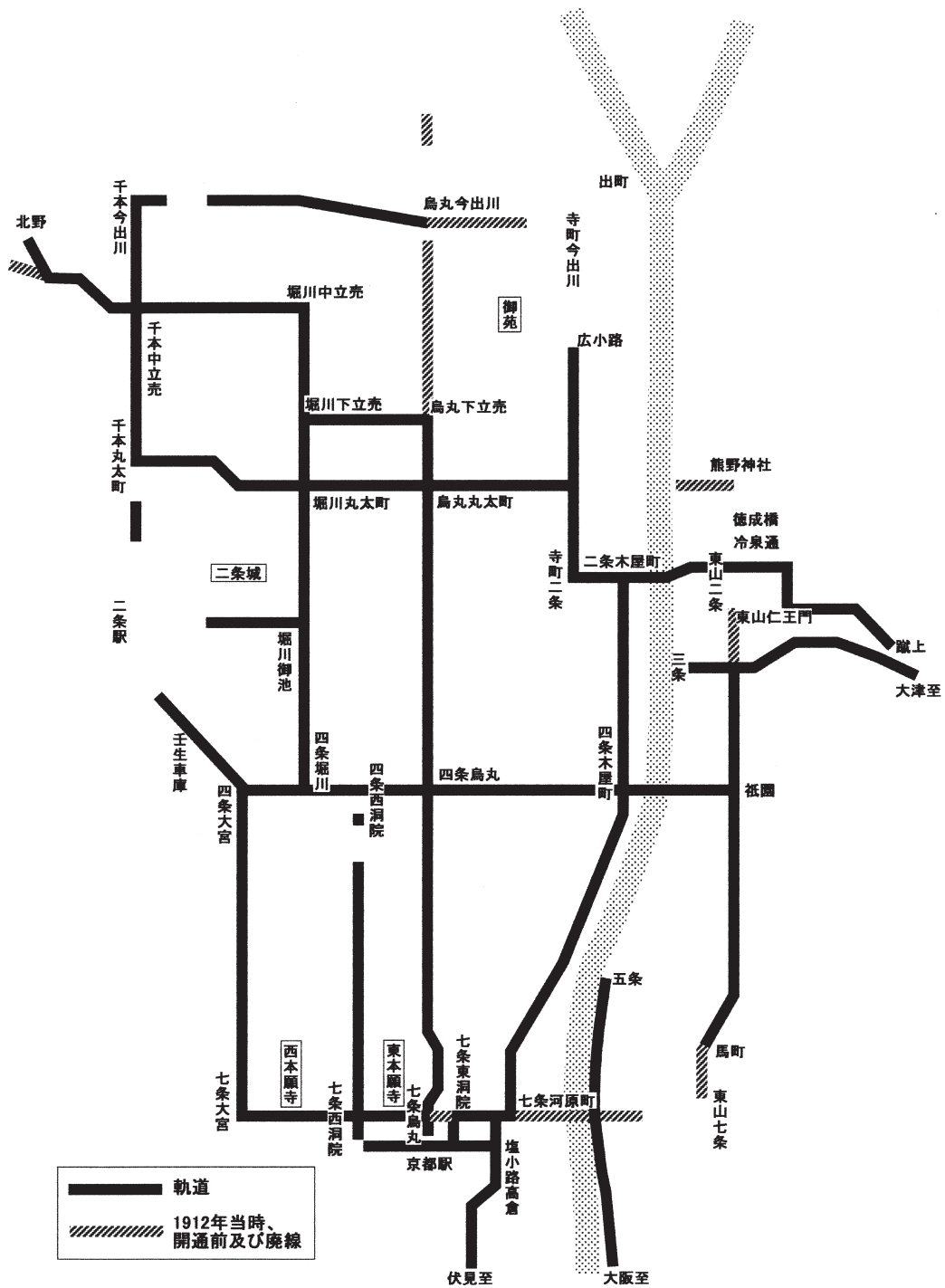


図3 『京都地籍図』に記載された軌道路線

開通年	開通日	路線名	区間
1912年 (大正元年)	6月6日	烏丸線	烏丸塩小路～烏丸丸太町
		千本大宮線	壬生車庫前～千本丸太町
		丸太町線	千本丸太町～烏丸丸太町
		四条線	四条西洞院～四条小橋
	9月12日	千本大宮線	千本丸太町～千本今出川
		四条線	壬生車庫前～四条堀川
	11月21日	千本大宮線	四条大宮～七条大宮
		七条線	七条大宮～烏丸七条
		今出川線	千本今出川～今出川大宮
	12月25日	今出川線	今出川大宮～今出川烏丸
		四条線	四条西洞院～四条堀川
		四条線	四条小橋～祇園石段下
東山線		東山三条～東山馬町	
1913年 (大正2年)	3月15日	東山線	東山三条～冷泉通
	4月5日	東山線	東山馬町～東山七条
		七条線	七条内浜～東山七条
	4月16日	丸太町線	烏丸丸太町～熊野神社前
		東山線	熊野神社前～徳成橋北詰
	5月6日	東山線	徳成橋北詰～冷泉通
	5月26日	烏丸線	烏丸丸太町～烏丸今出川
	8月5日	東山線	七条内浜～七条烏丸

図4 第1期電気軌道建設計画の市電開通時期
 (『京都市政史 上巻』と『京都の市電』をもとに作成)

みる必要性を感じさせる。

更に図3を見ると第1期計画に含まれない1913年以降に建設された軌道が確認できる。それが烏丸今出川から寺町今出川へ伸びる軌道と、烏丸今出川の北側に記載された軌道である。烏丸今出川・今出川寺町間が開通するのは1917（大正6）年である。烏丸今出川より北側の路線にいたっては開通するのが1923（大正12）年である。1912年の時点ではこれらの軌道の用地取得すら行われていない。したがって、この二つの軌道は1912年時点では存在していなかった。一方で、既に指摘した北野の旧路線が存在したのは1890年代末頃ことである。これらのことから『地籍図』に記載された軌道の情報は1890年信末頃から1923年までのおよそ25年前後の時間の幅をもつことになる。したがって軌道から見れば『地籍図』の記載情報の同時性は欠如していると言わざるを得ない。

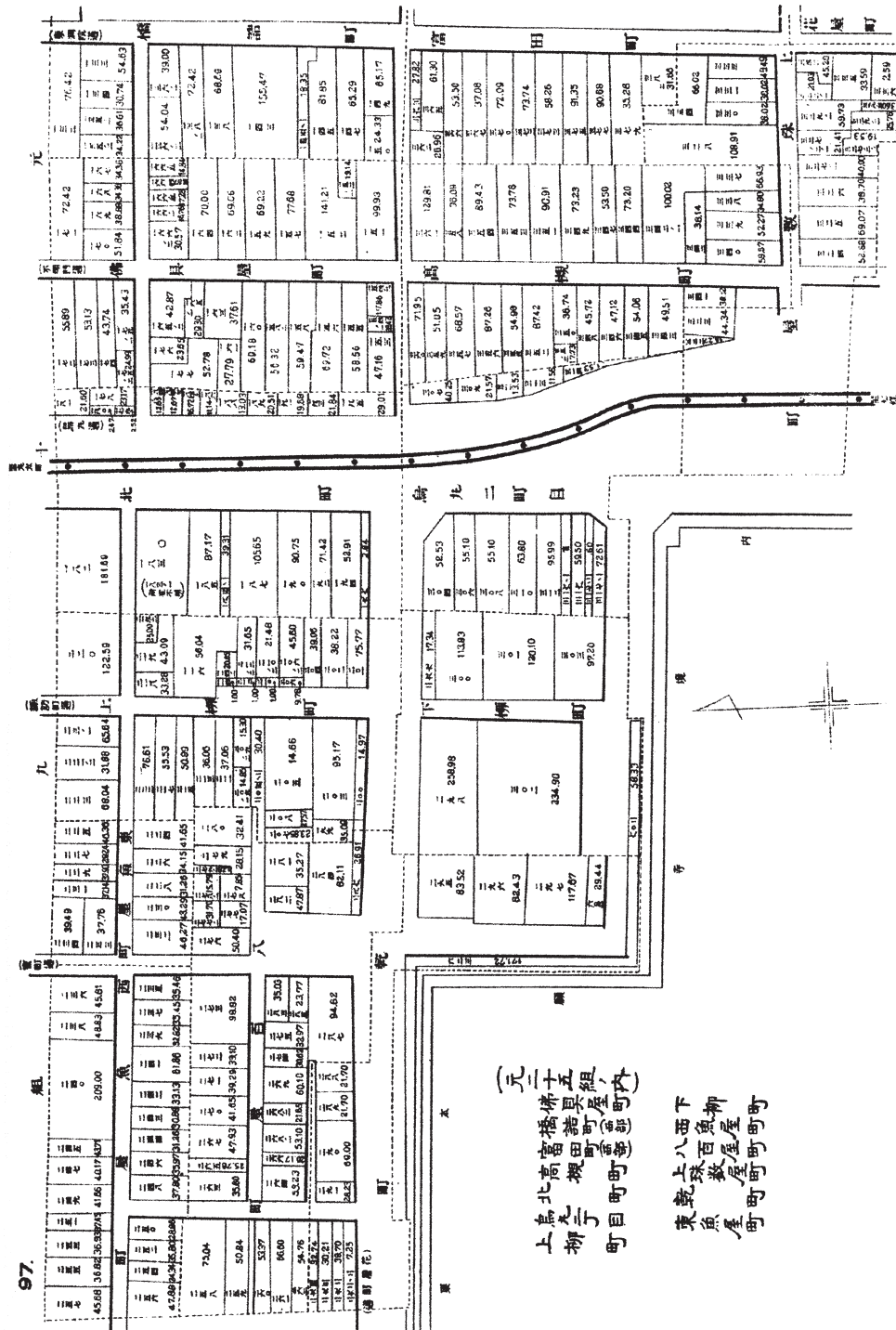


図5 東本願寺島丸通側付近
 (『地籍図』下京之部 カードNo.97を80%縮小)

(2) 景観的情報の時間性

前節において『地籍図』の記号化された軌道の情報に同時性が欠如していることを明らかにした。軌道は上述の記載情報のB-2⑧の情報である。同じB-2の他の情報、特に景観的な情報について検討を加えたい。

図5は『地籍図』下京之部のカードNo.97である。この図は東本願寺境内の北東部とそれに接する烏丸通を中心にして描かれている。図中で烏丸通が東本願寺前で広げられ、軌道が弓形に曲げられて記載されている。烏丸通の拡幅は、1910(明治43)年に東本願寺が京都市に市電烏丸線の路線の一部変更を要求し、その代わりとして京都市に土地を寄付したことによって実現した。また東本願寺前の市電開通は1912年のことである。更に図中では烏丸通拡幅・市電開通によって高槻町などで土地区画が小さくなっている。このことから図5から『地籍図』の発行年である1912年ないしその直前に大きく景観が変化したことが読み取れ、『地籍図』に記載された烏丸通に沿った地域の景観は1912年時点のものとみてよい。

ところが図中には過去の景観が描かれている箇所がある。それが烏丸二丁目の西側、下柳町、乾町東側が描かれた東本願寺境内北東角の区画である。『附録』でこの土地区画の所有者をみると、ほぼ本願寺あるいは大谷派本願寺となっていることから、東本願寺関係の土地であることがわかる。『京都坊目誌』によると、この区画は1893(明治26)年に東本願寺の火除地となり、更に1911(明治44)年に東本願寺境内へと取り込まれ、烏丸二丁目と下柳町は廃町となっている⁽²⁰⁾。また1911年のものとされている「東六条宿舍地図」⁽²¹⁾においても、東本願寺境内北東角の区画は築地内の内側に取り込まれている。ただ、廃町となったものの烏丸二丁目と下柳町の地籍については存続したとあることから⁽²²⁾、『地籍図』はその状況を示しているといえる。しかし、現実には1912年時点でこの東本願寺境内北東角の区画は築地内に取り込まれていたことを考えると、その記載情報は1911年以前の情報であると考えられる。

図6は『地籍図』下京之部のカードNo.90である。これをみると西本願寺境内の東側に「官寺」と記載された地番が記されていない南北に長い長方形の土地区画がある。地番が附されていないことから『附録』にもこの土地区画についての記載はない。京都地方法務局の旧土地台帳で確認すると、この土地の所有者は当時内務省で、地目は宅地であった。上述のように『京都地籍図』には凡例がない。そのため「官寺」が何を示しているかは不明である。ただ『地籍図』には「官寺地」と記載された場所がある。「官寺」と「官寺地」との区別があったとすれば、「官寺」と記された土地区画には寺院が存在していることを表している。実際、西本願寺門前には寺院が建ち並んでいたが⁽²³⁾、その寺院らは1886(明治29)年から1898(明治31)年にかけて移転している。その後その場所には火除地が設けられた⁽²⁴⁾。また、1911年頃のものである「本願寺写真帖」においても西本願寺正面には空閑地が広がっている様子が写されている。このことから1912年当時の西本願寺正面には建物は存在せず、火除地となっていたのである。ところが図6は火除地の土地区画が「官寺」と記載されている。その点で現実の景観を表

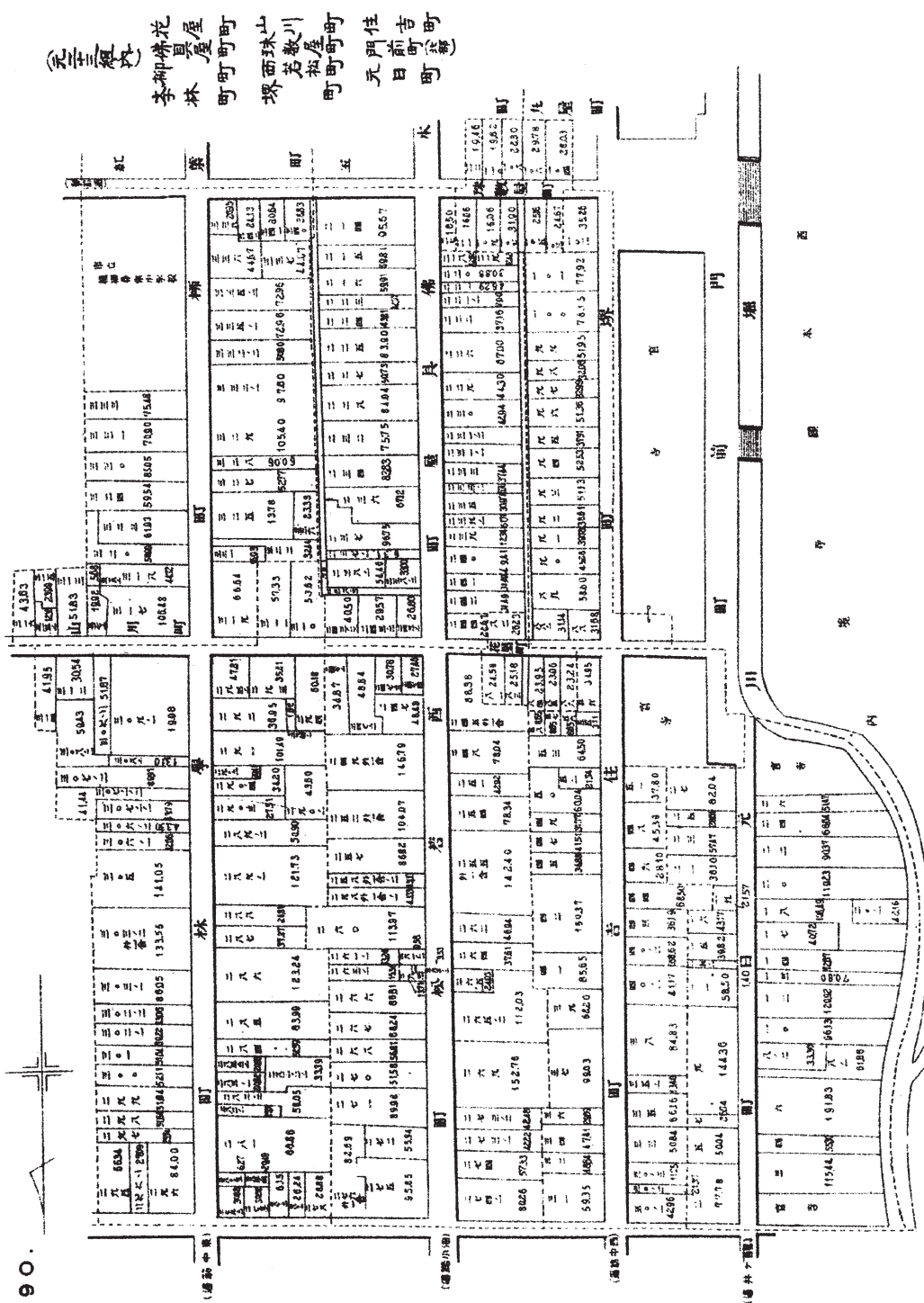


図6 西本願寺正面付近
 (『地籍図』下京之部 カードNo.90を80%縮小)

しているとは言いがたい。「官寺」として描かれる景観は1886年から1898年以前のものとなる。

東本願寺前では烏丸通・軌道沿いの地域で1912年の景観が描かれ、その周辺には1912年以前の景観が描かれて、1枚のカードのなかに異なる時間の情報が記載されている。これに対して西本願寺門前では古い景観がそのまま記載されている。東西本願寺の記載の違いには道路拡幅・軌道敷設の有無が関係している。

以上、『地籍図』に記載された軌道とその周辺の景観を取り上げ、情報の同時性について検討を進めてきたが、軌道は1912年の状況を含むものの、1900年代初めから1920年代前半までの幅をもっている。周辺の景観は検討した範囲では1912年以前の状況を示している。つまり『地籍図』全体の同時性は認められず、1枚のカードの中でも同時性を欠いているということである。しかし、それは『地籍図』の資料的価値を全面的に否定するものとはいえない。カードやカード内の時間を明らかにすることによって、1912年あるいはそれ以前の土地状況や景観を把握するための資料としては利用できる可能性をなお残している。

おわりに

本稿では『京都地籍図』を対象にその記載情報を整理し、同時性について検討をしてきた。その結果以下のことが明らかになった。

- ①『京都地籍図』は地籍図の本義よりも、実際の景観に近い状態で現実的に利用できる土地区画を把握するために作製された。また、官製地籍図には記載されることが稀な通名や商店名など位置を示す情報が多く記載されていることから、市街地図的な構成要素を多く含んでいる。
- ②カード1枚の中に新旧の情報が含まれている場合がある。また、軌道の記載からみれば1890年代末頃から1923年までのおよそ25年前後の時間幅の情報をもち、『地籍図』全体の同時性が欠如している。
- ③『地籍図』全体の同時性が欠如していることから、1912年とされている出版については再検討が必要である。
- ④軌道敷設や道路拡張がされた部分については1912年から1923年までの情報が記載されており、部分的ではあるが情報が更新されていると考えられる。その一方で、その他の部分については、例えば北野のカードのように古い情報がそのまま記載されている可能性がある。

以上ことから『京都地籍図』は古い情報の上に新しい情報を書き改めながら作製された可能性が出てきた。同時性はないものの古い情報を含む点において、民間地籍図の利用法を考える必要があるであろう。カード1枚の中に複数の時間をもつ情報が含まれるのか、あるいは一定範囲で同時性をもつのかなどの検討をする必要がある。その検討結果によって、民間地籍図の利用法も変化するものと考えられるからである。

〔注〕

- (1) 法的には明治期に作製された図を公図と呼び、1951 (昭和26) 年の国土調査法に基づいて作製された図を地籍図と呼んでいる。藤原勇喜 (1987) 『公図の研究』大蔵省印刷局、30～31頁。本稿では土地一筆毎の区画線が記載されている図を総称して地籍図とする。
- (2) 土地台帳付属地図は上述の四つ事業で作製された地籍図のいずれかが用いられたが、地域によっては新たに作製されたものもあった。例えば、京都府の山城6郡と丹波4郡においては1897 (明治30) 年から1902 (明治35) 年にかけて地籍図が作製されている。竹林忠男 (1997) 「京都府における地租改正ならびに地籍編纂事業 (下)」資料館紀要25、70～144頁。
- (3) 例えば1990年以降のものとして滝沢由美子 (1995) 「地籍図による地域環境と景観の復原—その意義と利用上の問題点—」、歴史地理学172、57～75頁。豊福公支 (1997) 「古代正倉院と中世城館—美作国の事例—」(桑原公德先生古稀記念事業会編『歴史地理学と地籍図』、ナカニシヤ出版)、135～146頁。藤田裕嗣編 (2007) 『中・近世における都市空間の景観復原に関する学際的アプローチ』、平成15年度～平成18年度科学研究費補助金 (基盤研究 (B)) 研究成果報告書。石井英也編著 (2008) 『景観形成の歴史地理学—関東縁辺の地域特性』、二宮書店。渡邊秀一・木村大輔・小林善仁・杉山純平・藤井暁 (2008) 「景観復原資料としての旧公図・土地台帳の利用—明治・大正期の嵯峨・嵐山における土地区画と土地利用を通して—」鷹陵史学34号、21～45頁などがある。
- (4) 木村大輔 (2009) 「明治・大正期の嵯峨における土地区画変化の歴史地理学的考察—分筆・合筆行為を中心に—」佛敎大学大学院紀要文学研究科篇37、195～208頁。
- (5) 前掲(4)、195～196頁。
- (6) 復刻版としては地図資料編纂会編 (1989) 『地籍台帳・地籍地図 [東京]』、柏書房。宮本又郎監修 (2006) 『地籍台帳・地籍地図 [大阪]』、柏書房。不二出版発行 (2009) 『復刻版 京都地籍図』、解題・解説としては①大羅陽一 (1989) 「土地宝典 (地籍地図) について—地籍台帳・地籍地図 [東京] 解題—」(地図資料編纂会編『地籍台帳・地籍地図 [東京]』、柏書房)、2～29頁。名武なつ紀 (2006) 「『地籍台帳・地籍地図 [大阪]』解題」(宮本又郎監修『地籍台帳・地籍地図 [大阪]』、柏書房)、1～13頁。河原典史 (2009) 「『京都地籍図』解説」(『京都地籍図 解説』、不二出版)、3～25頁。また、大羅は上述の解題が発表される2年前にも、全国の民間地籍図について紹介した論考を発表している。本稿では大羅によるこれらの論考を参照した。大羅陽一 (1986) 「土地宝典の作成経緯とその資料的有効性」歴史地理学137、1～20頁。
- (7) 例えば、歴史地理学では山田誠 (1994) 「地形図と地籍図にみる明治の京都」(足利健亮編『京都歴史アトラス』中央公論社)、106～107頁。井上学 (2007) 「明治・大正期の地価分布」(矢野桂司・中谷友樹・磯田弦編『バーチャル京都』、ナカニシヤ出版)、62～65頁などがある。経済史では名武なつ紀 (1999) 「戦前期における大阪都心の土地所有構造」土地制度史学163、33～48頁。建築史では野村悦子 (1998) 「明治45年の地籍台帳の分析による宅地所有形態の類

- 型化」日本建築学会計画系論文集504、163～170頁。水島あかね(2003)「近代における大地主の土地所有の動向—京都西陣地域の明治・大正期の地籍図の分析を通じて—」日本建築学会計画系論文集565、373～378頁などがある。
- (8) 前掲(6)大羅(1987)、3頁。同(1989)、5頁。
- (9) 大羅もこのことについて指摘しているが、具体的な例を示していない。前掲(6)大羅(1987)、11頁。同(1989)、13頁。
- (10) 前掲(6)名武(2006)、9頁。
- (11) なお、本稿では『地籍図』及び『附録』の総称として『京都地籍図』の表現を用いる。
- (12) 本稿で用いる『京都地籍図』については断りがなにかぎり不二出版発行『復刻版 京都地籍図』を用いる。また、『京都地籍図』については河原によって書誌学的は論考があり、本稿はそれによるところが大きい。前掲(6)、河原(2009)。
- (13) 『附録』上京区之部、序文。
- (14) 『附録』上京区之部、緒言。
- (15) 前掲(6)大羅(1989)、23頁。前掲(6)宮本(2006)、第1巻地図編、「序」。
- (16) 前掲(6)大羅(1987)、8～11頁、17～18頁。同(1989)、7～13頁、27～28頁。
- (17) 前掲(6)大羅(1987)、18頁。同(1989)、27～28頁。
- (18) 前掲(4)、196頁。
- (19) 『地籍図』接続町村之部はその名のとおり、京都市に隣接する11町村が記載されている。記載されている町村は掲載順に白川村、田中村、下鴨村、鞍馬口村、大宮村、衣笠村、朱雀野村、大内村、七条村、柳原町、東九条村である。
- (20) 野間光辰編(1970)『新修京都叢書』第21巻、臨川書房、265、282頁。
- (21) 渡邊秀一(2007)「京都東西本願寺門前町の形成過程と変容—近世寺内町から近代門前町へ—」(河村能夫編著『京都の門前町と地域自立』、晃洋書房、所収)、48頁。ここでは「東六条宿舎地図」がトレース図として示されている。
- (22) 前掲(20)、282頁。
- (23) 前掲(21)、37～38頁。
- (24) 前掲(21)、37～38頁。

(きむら だいすけ 文学研究科日本史学専攻博士後期課程)

(指導：渡邊 秀一 教授)

2009年9月30日受理